

平成 29 年度平群町介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会（第 3 回）	
<p>■日時 平成 29 年（2017 年）12 月 22 日（金曜日） 午後 3 時～</p> <p>■場所 平群町役場 第 5 会議室</p> <p>■出席者 松田美智子委員長、松田充隆委員、高幣委員、山口委員、福田委員、岡委員、宮園委員、塚本委員、小山委員、西林委員、神矢委員、大森委員、逢坂委員、辻内委員（14 名）</p> <p>■欠席者 安達委員（1 名）</p>	
1. 開会	
事務局	ただいまから第 3 回平群町介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会を始めさせていただきます。開会にあたり、岩崎町長よりご挨拶申し上げます。
2. 町長挨拶	
岩崎町長	本日はお忙しい中、第 3 回平群町介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。また、平素は平群町の福祉行政並びに介護事業の推進にご尽力いただきまして、改めて御礼申し上げます。今回の会議では、計画素案及び介護保険料が議題となっております。より実効性のある計画とするため、皆様の忌憚のないご意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。
事務局	岩崎町長は次の公務のためここで退席とさせていただきます。 それでは、以降の議事進行につきましては、委員長よりよろしくお願いいたします。
3. 委員長あいさつ	
松田委員長	皆様本日もスムーズな議事進行にご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。議事に先立ちまして、前回の策定委員会の議事の振り返りをさせていただきますので、事務局より報告をお願いします。
事務局	－ 第 2 回平群町介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会議事録について報告 －
4. 議事	
(1) 平群町第 7 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画（素案）について	
(2) パブリックコメントについて	
松田委員長	それでは議題に沿って進めさせていただきます。まず、議事の（1）と（2）を一括して、事務局よりご報告をお願いいたします。
事務局	それでは説明させていただきます。 － 平群町第 7 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画（素案）について報告 － 資料 1 － パブリックコメントについて － 資料 2
松田委員長	以上の説明についてご意見等はございますか。
山口委員	素案のなかに前回計画書の 80 ページに当たる「保険料収納額の算定」が出ていません。後の議題となっている介護保険料の根拠となるものですから、こちらは今日資料として出さないといけないのではないですか。
事務局	介護保険料を算定するに当たって数字としては出しておりますので、コピーをとり、資料として配布させていただきます。

松田委員長	29 ページにある「介護予防・生活支援サービス事業の実施」についてですが、生活支援コーディネーターの担い手の状況や、協議会の設置状況について、もう少し具体的に入っていた方がいいのではないのでしょうか。同じページの中で、今年の 4 月から始まっている総合事業について、利用実績がないという報告でしたが、なぜでしょうか。また、40 ページに介護給付等費用適正化事業について記載があります。主旨としては事業者向けのものであると思いますが、今後保険料がどんどん上がっていくことが予測されるなかで、個人的な意見としては、サービス利用者にも焦点を当てて取り組んでいただきたいと考えています。例えば、毎回申請はするけれども、サービスをほとんど利用していない人はどこの市町村にも一定おられますが、申請をすると認定審査会を開いたり、利用実績を調査したり、費用がかかります。お守り代わりに認定を受ける方もいますが、介護保険は認定が下りれば遡って給付されますし、みんなの資源ですから、考えて使わないと枯渇してしまうように思います。利用抑制をするということではないのですが、軽度の認定を持っていながらずっとサービスを利用していない人については洗い出して、みんなの問題として考えていくべきではないのでしょうか。
山口委員	仕事量が大変増えると思いますし、人的な問題が大きいのではないのでしょうか。私もその意見には賛成ですが、利用抑制にならないようにするには、かなりきめ細かくしないと上手くいかないように思います。マニュアルなどがきちんとあればよいですが。
松田委員長	現在認定を持っている人だけではなく、これから取ろうと考えている人への周知などは、それほど手間のかかるものではないのではないのでしょうか。 総合事業の利用実績がないことについては、事務局から何かご回答いただけますか。
事務局	総合事業に移行しなくても、現在利用しているサービスで満足されている方、専門的な見解としては移行しても大丈夫でも、本人の意向で現在のサービス利用を続けている方が多いものと思われまます。
岡委員	29 ページに「緩和した基準によるサービス」とありますが、どういう内容のものか説明をしていただけますか。
事務局	こちらも総合事業のお話になりますが、訪問介護と通所介護について、身体介護ではなく生活援助を受けていただくということで、緩和した基準で実施させていただいています。介護給付費ではなく地域支援事業費から運用するものになります。
松田委員長	委員には総合事業についての詳しい資料をお渡ししてください。
小山委員	地域支援事業の運営についてはどこの市町村も思い悩んでいるようです。実施されたアンケートをもとに住民のニーズをしっかりと把握して、具体的にこつこつと取り組み始めることが第一かと思います。
松田委員	意見募集についてはこういった形で住民にお知らせするのでしょうか。
事務局	1 月の広報にパブリックコメント実施の記事を入れさせていただきます。確定した素案について、ホームページへの掲載や窓口等への設置を通じて住民の皆様に見ていただき、ご意見については郵送で受付することとしています。
(3) 平群町の第 7 期介護保険料基準額設定に伴う準備基金の取り崩しについて	
松田委員長	それでは引き続きまして、平群町の第 7 期介護保険料基準額設定に伴う準備基金の取

	り崩しについて、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	－ 平群町の第 7 期介護保険料基準額設定に伴う準備基金の取り崩しについて説明 資料 3
松田委員長	基金の取り崩しについて、4 つのパターンを出していただきました。
山口委員	第 5 期、第 6 期では、5 千万円程度は基金を残しておきたいということが町の意向としてあったように思います。また、第 6 期の第 1 段階の月額保険料は 2,614 円ではありません。乗率が 0.50 ではなく 0.45 でしたので、2,353 円になります。ということは 2 億円を取り崩しても第 1 段階については保険料が上がることになります。
松田委員長	ご指摘いただいた箇所の修正を踏まえてご意見を頂戴したいと思います。
山口委員	前回の委員会で作された保険料収納必要額から 4 億円程度減っていますが、なぜそのようになったのでしょうか。前回は国のワークシートを使用し、そのまま推計したもので、今回は平群町のこれまでの実績等を踏まえて再算定したということは分かりませんが、金額にこれほど差が出たのはなぜでしょうか。また、今回出された数字は第 6 期の給付見込総額とほぼ同じです。今回の計画ではかなり精査してもらっていると思いますが、その点についてどうお考えか、お聞かせください。
事務局	ご指摘の通り、前回の数字は国のワークシートを使った自然体推計によるもので、今回は平群町の特長やニーズを精査した推計を行いました。給付費が前回とあまり変わらない点につきましては、第 6 期では第 5 期の実績をみて、年々給付費が上昇していたことを勘案し見込みを出しました。しかし今回の第 7 期につきましては、第 6 期であまり給付費の伸びがあまりみられなかったことから、第 6 期と似た給付費見込となっています。
松田委員長	他にご意見はありませんか。基金取り崩しの 4 つのパターンについてもご意見いただければと思います。
山口委員	私は 5 千万円程度残すのが良いと思います。また、第 7 期では第 7～9 段階の段階区分が変わっています。第 6 期では段階区分の変更により合計所得金額が 190 万円以上 250 万円未満の人が乗率 1.25 から 1.50 に上がりました。今回の変更では段階の狭間に入る方の乗率が下がるわけですが、190 万円以上 250 万円未満の人については第 6 期での変更も考慮すると下がり方が少なくなるので、その辺りについても本来であれば検討するべきかと思います。第 7 期で第 7～9 段階の段階区分が変更になった理由が分かれば教えてください。
事務局	第 7 期の段階区分については、国から示された数字を採用しています。また、乗率についても、基本的には国から示されたものを採用しています。国の基準に従うことが、所得に応じた公平さがあると考えております。他の市町村をみても、第 6～9 段階については、ほぼ国の乗率が採用されています。
小山委員	他の市町村でも少しでも剰余金を残しておきたいという声を聞きますし、私は基金を取り崩さない方が良いと思います。
神矢委員	被保険者の立場からいうと、剰余金も確かに必要かとは思いますが、できる限り保険料を下げた方が良いと思います。いくら残しておくかについては、みんなで議論すべきか

	と思います。
松田委員長	基金をいくら残しておくべきかについては、即答できる方はなかなかいらっしゃらないと思いますが、全額取り崩すというパターンについてはいかがですか。
高幣委員	全額取り崩すのは反対です。
大森委員	こちらは本委員会の意見提起という形で良いのですか。
山口委員	第 6 期では多数決を取りました。ただ、本委員会はあくまでも町長に諮問するのであって、決定するものではありません。
松田委員長	意見を 1 つに絞る必要はありませんし、色々な意見をお聞きして議論をしたうえで、本委員会の答申としてはどのパターンを推すか決定すれば良いかと思います。
塚本委員	個人としてはできるだけ基金を取り崩して保険料が安くなった方が良いと思いますが、第 8 期以降を見据えた時に、給付費が増えていくことは目に見えているわけですので、もし第 7 期で基金を大きく取り崩して保険料を下げ、第 8 期で大幅に保険料を上げるということになると、それも大きな負担となります。そういう点から、基本的には第 6 期の保険料より下げるといえるのはいかがなものかと思ひますし、また事務局として、いくら基金を残すべきかという意見を持つべきかと思ひます。
松田委員長	事務局としては、どの程度基金が残る想定が望ましいと考えていますか。
事務局	第 6 期はそれほど給付が伸びていませんので、そういう意味では第 7 期で保険料を下げるができるようにも思うのですが、今後を見据えると給付費が上がっていくことに間違いはないかと思ひます。もし第 8 期で大幅に保険料が上がるということになると非常に困惑されるであろうことも勘案しますと、事務局としては第 6 期と大きく変わらない額の保険料となる取り崩しパターン 3 (1 億円の取り崩し) でいければと考えております。
山口委員	その考え方では第 6 期で保険料を取り過ぎたという前提が崩れています。3 億円も余っているのですから、第 7 期では保険料を引き下げるのが当然で、少なくとも 2 億円は取り崩すべきと考えます。
松田委員長	なぜこれほど基金が余っているかという、思っているほど認定率が伸びていなかったり、家族でがんばっておられる方が多いというようなことがあるようです。ただやはり第 8 期、第 9 期と給付費が膨らんでいくということは誰もが認めるところかと思ひますし、第 7 期で保険料を下げると第 8 期の引き上げ幅が大きくなってしまふと思ひます。パターン 3、4 (1 億 5 千万円の取り崩し) 辺りが良いかと思ひますが、いかがでしょうか。
山口委員	私はパターン 2 (2 億円の取り崩し) です。第 6 期で取り過ぎたということに自覚しなくては行けないと思ひます。
福田委員	これからどんどん高齢化が進んでいくなかで、私はパターン 3、4 辺りが良いかと思ひます。
山口委員	会議はもう一度開かれるのですか。
事務局	次回は 2 月に開催を予定していますが、保険料についての委員会の方針は本日で決めていただきたいと考えております。

神矢委員	ある程度保険料を引き下げて、現在支払っている被保険者に返金をするべきかと思えます。高齢化が進むなかで、基金をすべて取り崩すというのは問題があると思えますが、本来であれば今の被保険者で今の保険料を賄うというのが基本的な考え方かと思えます。
逢坂委員	これからのことを考えると、保険料の下げ幅も段階的なもので良いのではないかと思います。
福田委員	私はパターン 4 を推します。
高幣委員	私はパターン 3 もしくは 4 で答申されたいかがかと思えます。
松田委員長	色々な議論がありましたが、本委員会の意見の集約として、基金の取り崩しについてはパターン 3 もしくは 4 とさせていただきます。
小山委員	パブリックコメントは来年 1 月 15 日から 1 月 29 日となっていますが、本日の委員会で答申の方向性を出すのですか。
松田委員長	パブリックコメントは計画素案についての意見を募集するもので、介護保険料についてのもではありません。
小山委員	分かりました。
5. その他	
6. 閉会	
松田委員長	以上をもちまして、第 3 回平群町介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会を閉会いたします。次回の委員会については改めて事務局よりご連絡いただくということでよろしく願います。皆様どうもありがとうございます。

閉会 午後 5 時頃